公立大学法人山形県立保健医療大学の組織及び運営に関する規則

平成21年４月１日
規則　第　１　号
改正　平成26年３月28日　規則第1号
改正　平成26年10月31日　規則第2号
改正　平成29年３月21日　規則第1号
改正　令和７年３月10日　規則第4号

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　理事及び監事（第２条・第３条）
第３章　組織（第４条－第12条）
第４章　職制（第13条）
第５章　審議機関（第14条・第15条）
第６章　委任（第16条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、公立大学法人山形県立保健医療大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する山形県立保健医療大学（以下「大学」という。）の組織及び運営に関し、公立大学法人山形県立保健医療大学定款（以下「定款」という。）及び山形県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）並びに山形県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第２章　理事及び監事

（理事）

第２条　理事の担当及び所掌業務は、次の表のとおりとする。

担当	所掌事務
総務・経営・評価担当	総務、経営及び評価に関すること
教育・学生支援担当	教育及び学生支援に関すること
研究・地域貢献・連携担当	研究、地域貢献及び連携に関すること
経営担当	経営に関すること
教育・地域貢献・連携担当	教育、地域貢献及び連携に関すること

２　前項の表に規定する経営担当及び教育・地域貢献・連携担当の理事は、定款第11条第２項に規定する任命の際現に法人の役員又は職員でない者とする。

３　前項に規定する理事は、非常勤とする。

４　定款第９条第５項に規定する理事長があらかじめ定めた順序は、理事の任命の際に示すものとする。

（監事）

第３条　監事は、非常勤とする。

第３章　組織

（学部及び学科）

第４条　大学に、保健医療学部を置く。

２　前項の学部に、看護学科、理学療法学科及び作業療法学科を置く。

３　大学に関し必要な事項は、学則で定める。

（大学院）

第５条　大学に、大学院を置く。

２　前項の大学院に、保健医療学研究科を置く。

３　大学院に関し必要な事項は、大学院学則で定める。

（附属図書館）

第６条　大学に、附属図書館を置く。

２　附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

（看護実践研究センター）

第７条　大学に、県内の看護実践の発展に寄与するため、看護実践研究センターを置く。

２　看護実践研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

（ＩＲ室）

第８条　大学に、Institutional Research 室（以下「ＩＲ室」という。）を置く。

２　ＩＲ室に関し必要な事項は、別に定める。

（常任理事会）

第９条　法人に、経営及び教育研究に関する重要事項を調整するため、常任理事会を置く。

２　常任理事会に関し必要な事項は、別に定める。

（常設委員会）

第10条　法人に、専門の事項を調査、企画、又は実施するため、次に掲げる常設の学内委員会を置く。

(1) 総務調整委員会

(2) 評価委員会

(3) 教育推進委員会

(4) 学生支援委員会

(5) 入試委員会

(6) 広報・社会貢献委員会

(7) 研究・研修委員会

(8) 情報・図書委員会

２　学内委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（特別委員会）

第11条　常設委員会のほか理事長が必要と認めたときは、特別委員会を置くことができる。

２　特別委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務組織）

第12条　法人に、法人及び大学の事務を処理させるため、事務組織を置く。

２　事務組織の事務の所掌その他必要な事項は、別に定める。

第４章　職制

（職制）

第13条　次の表の左欄に掲げる組織に、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
大学	学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手	学校教育法第92条に規定する職務に従事する。
大学院研究科	研究科長	上司の命を受けて研究科の事務を掌理する。
学科	学科長	上司の命を受けて学科の事務を掌理する。
学生部	学生部長	上司の命を受けて厚生補導に関する事務を掌理する。
附属図書館	図書館長	上司の命を受けて図書館に関する事務を掌理する。

第５章　審議機関

（経営審議会）

第14条　定款第14条に規定する経営審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究審議会）

第15条　定款第18条に規定する教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第６章　委任

（委任）

第16条　定款、学則及び大学院学則並びにこの規程に定めるもののほか、法人及び大学の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則　（平成 26 年３月 28 日規則第１号）

（施行期日）

この規則は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則　（平成 26 年 10 月 31 日規則第２号）

（施行期日）

この規則は、平成 26 年 11 月１日から施行する。

附　則　（平成 29 年３月 21 日規則第１号）

（施行期日）

この規則は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則　（令和７年３月 10 日規則第４号）

（施行期日）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。